

# 第 1 回総務経済常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和 2 年 5 月 1 日（金曜）		午後 1 時 3 0 分 開会	
	休憩 13:36-13:39、14:21-14:22、14:35-14:36、14:36-14:45、 14:53-14:54、14:54-14:55、15:03-15:04			
	午後 3 時 1 8 分 閉会			
	休憩時間： 0 時間 1 7 分		会議時間： 1 時間 3 1 分	
会議場所	役場 3 階 第 1 委員会室			
出席委員 氏 名	委員長 正村紀美子	委員 中村 和宏		
	副委員長 鈴木 健充	委員 柴田 正博		
	委員 黒田 栄継	委員 西尾 一則		
	委員 堀切 忠		議長 早苗 豊	
説明員	総務課長	安田 敦史	商工観光課長	紺野 裕
	総務課長補佐	松田 奈巳	商工観光課参事	坂口 勝己
			商工観光課長補佐	小林 徳昭
			商工振興係長	中村 宗紀
			観光物産係	田川 唯史
参考人				
欠席委員 氏 名				
事務局職員	事務局長 仲野 裕司	係長 佐藤 史彦		
『会議に付した事件と会議結果など』				
1 開 会 委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する				
2 議 件 (1) 調査事項 ア 職員の懲戒処分基準について 委員長：担当課から説明願います。 総務課長補佐：処分基準制定の背景として、交通規則違反者等の処分基準のみであることから、人事院の通知や規則等に準じて制定するもの。処分区分は4区分とし、交通規則違反者等の処分基準は従前通り継続運用する。職員組合とは4月28日に交渉を行い、職員への周知も行っている。 委員長：質疑を行います。 西尾委員：これまで交通違反以外の処分基準はなかったということか。 総務課長補佐：設けられていなかった。 委員長：以上で調査事項「ア 職員の懲戒処分基準について」を終わります。				

イ 新嵐山スカイパーク活用計画の進捗状況について

委員長：担当課から説明願います。

商工観光課長：詳細は担当から説明します。

商工観光課長補佐：活用計画については1月24日開催の総務経済常任委員会において説明したとおり。1月から2月に実施したパブリックコメントにおいて「活性化には家族連れの利用を促すのが効果的で、そのためには子どもが行きたいような魅力づくりが必要」という1件の意見をいただき、活用計画のリノベーションプランの実施にあたり反映する考え。1月31日には町民を対象とした「新嵐山のミライを考える。」基調講演・パネルディスカッションを開催し、95名の参加のもと計画案を公表した。その後、管理庁議、全体庁議を経て、計画成案となったもの。

進捗状況については、リノベーション・プラン（ロードマップ）を基本に進めている。1点目、ステイフィールドアクション「キャンピングエリアの設置」について、活用計画では、令和3年度に運動広場の西側をオートサイトのキャンピングエリアとしての活用を想定しており、キャンプ事業の再開に向けた動きとして、令和2年度は、フリーサイトでの暫定運営を目指している。指定管理者である（株）めむろ新嵐山から「森の中で過ごす行為・価値」の商品化に向けたステップとして、期間限定キャンプ場イベント「ONE DAY CAMP」の実施に関し、フリーキャンプサイトとして、スキー場Aコースの麓部分やゲレンデの一部を活用したゲレンデCAMPや、ヤスモット周辺を活用した森のCAMPに加え、BBQサイトやグランピング、DAY CAMPなどをメニューとする企画内容の提案を受けている。これは、ヤスモット周辺にグランピングサイトのキャンピングエリアの設置、運動広場西側にオートサイトのキャンピングエリアの設置を想定する町の活用計画を前提とした提案であると判断し、牧場の関係課と調整しながら実施に向けた協議を進めていく。2点目、新規フィールドアクション「運動広場東側の活用」について、活用計画では、令和2年度にビジョンに基づくテーマに沿ったエリアづくりに向けた民間活力の導入、運動広場の一部賃借を想定している。現時点では、公共投資を想定していないエリアにおいて、行政財産であるスカイパーク用地を貸付し、事業を実施する者を決定するため、昨年実施したサウンディング調査に参加した事業者のうち、利活用について興味を示された2事業者に対してプロポーザル実施を案内し、その中の1事業者から応募があったことから、4月23日に審査会を実施し、プレゼンテーション・ヒアリングを経て、審査の結果、事業者を選定したところ。今後の実際の使用許可にあたっては、申請時に再度協議、調整の上、双方合意に至った場合に許可することとなる。なお、相手方との事前協議では、5月からの土地貸付を希望していることから、早々に手続き等に係る事務を執り進める。3点目、「管理運営の手法」について、活用計画では指定管理者制度を基本とし、維持管理等の運営を民間事業者に委託する「公設民営方式」を想定している。現時点では6月公募開始に向け、条件整理などの検討を進めている。その後9月に事業者選定、12月に指定管理者の指定というスケジュールを予定している。

委員長：質疑を行います。

堀切委員：町民参加、パブリックコメント1件であるが、周知が不十分ではないか。

商工観光課長補佐：早急に改善する。

堀切委員：パネルディスカッションは良かったが、町民の声を聴く時間が少なかったのでは。

商工観光課長補佐：パブリックコメント、パネルディスカッション以外に説明の機会を設ける予定であったが、新型コロナウイルス感染症の関係で見送った。

堀切委員：一般的にパブリックコメントの参加が少ないのではないかと。1件のみの意見で満足しているか。

商工観光課長補佐：個別計画を推進する中では、関係団体等の意見を聴いていきたい。

鈴木委員：運動公園東側のプロポーザルについて、提案事業内容は。

商工観光課長補佐：ワイナリーの建設により、純芽室産のワイン販売を行う。

鈴木委員：行政の財産を賃貸するが、料金・期間・公共の目的に合致しているかなどの判断はどう行ったか。

商工観光課長補佐：行政財産であり、観光振興の目的財産である。効果的な土地利用の目的には合致している。使用期間は1年更新。行政財産使用料条例に基づき算定していく。

鈴木委員：想定される貸付面積、料金は。

商工観光課長補佐：面積はこれから。雑種地としての価格となるがこれからの積算となる。

鈴木委員：運動公園東側と西側の活用計画について、従前のオートキャンプ場が使用できない。斜面を活用したフリーサイトなど、景観も考慮すると、ワイン工場ができればキャンプ場の魅力は半減しないか。オートキャンプ場の方に建設する考えはなかったか。

商工観光課長補佐：現状のワイナリーの位置について、地域資源を活用する6次産業課的なものを想定してきた。レストランの今後のコンセプトも踏まえ、芽室町の新たな魅力を創るため、連携できる環境が必要と考えている。フリーサイトのキャンプ場は、現在の運営会社との協議の中で、スタッフの動線等も踏まえて提案されているもの。

鈴木委員：母体となる新嵐山荘に結び付く必要がある。プロポーザルの審査会メンバーは。

商工観光課長補佐：副町長、総務課長、農林課長、商工観光課長の4名。

鈴木委員：民間、有識者がいない。現経営陣での決定か。

商工観光課長補佐：財産管理、観光、農業のセクションで選定。

鈴木委員：公募期間は6月までと聞いていたが、4月の10日間とした理由。新型コロナウイルス感染症で自粛している期間となっているが。

商工観光課長補佐：当初から6月という話はない。昨年サウンディング調査から民間事業者の意向も踏まえているもの。新型コロナウイルス感染症を踏まえ、非公開とはなっている。今後の事業実施スケジュールも踏まえて速やかに行ったもの。

堀切委員：公募ではあるが2社しかいない。

商工観光課長補佐：サウンディング調査を踏まえ指名型プロポーザルとしたもの。

堀切委員：管理運営の公募はどのような募集となるか。

商工観光課長補佐：指定管理者の公募については、これまで非公募としてきたが、サウンディング調査を踏まえて一般公募を考えている。

堀切委員：サウンディング調査に参加していない企業も対象か。

商工観光課長補佐：その通り。

鈴木委員：まちの宝を開発して民間に預けるものだが、進め方として民間業者が急いでいるからという部分がある。町民への説明などはどうしていくのか。

商工観光課長：今回のプロポーザルについて、行政財産の賃借であるが、地目も雑種地であり議決要件ではない。活用計画を策定し、手を挙げた事業者とは合致しているものである。サウンディング調査の中で民間事業者の要望・スケジュール感も確認している。民間活用であり、公的な投資はないもの。

委員長：委員長を交代します。

正村委員：公共への貢献として観光に寄与するとの説明があったが、公共の福祉に具体的にどう寄与するのか。

商工観光課長補佐：純芽室産のワイン販売、芽室町の食材発信としてのふるさと納税返礼品。

正村委員：行政財産の目的外使用である。嵐山という町民の財産であり、これまでも投資されてきた。議決要件ではなくても議会へもっと丁寧な説明があるべきではないか。

商工観光課長：活用計画を決定して進めており、委員会でも説明してきた。今後も説明はしていく。

正村委員：何年の貸付か。

商工観光課長補佐：1年ごとの貸付。令和4年度を目途に貸し付けを継続するか再度検討する。新規事業者であり、万が一の撤退も想定して事業者による原状回復もあり得る。

正村委員：3年後までは毎年貸し付けとなり、経営状況も判断すると思うが、貸し付けにあたって何をもって事業内容が今後も安定的なものであると判断したのか。

商工観光課長補佐：プロポーザルで審査項目を設け、資金計画等も提出してもらい判断している。

正村委員：ワイナリーを作るなら安定的な原料供給も見込まれるということか。

商工観光課長補佐：審査会の質疑においても生産量等の見通しは聞いている。町は農業をベースとした観光振興を考えており、多くの農業者に参加してもらいたいと考えており、提案者にも伝えている。

正村委員：現状復旧もあるということだが、民間事業者の建設投資額は。

商工観光課長：建設事業費は事業者から示されているが、決定の通知も発出しておらず、差し控える。

正村委員：多額の事業費をかけた施設が行政財産の上に建つ。災害等があった場合はどうするのか。

商工観光課長補佐：行政財産の使用にあっては、撤退等する場合は現状復旧ということを理解されたうえで進めている。

正村委員：今後審査会委員を民間から登用する考えは。

商工観光課長補佐：令和4年以降については有識者等を入れる考えはある。  
正村委員：係争中の事業者と考えるが、相手方として適切か。  
商工観光課長：町の立場としては差し控える。撤退の場合の取扱は説明のとおり。  
正村委員：行政財産の貸付には考慮されるべきもの。  
商工観光課長：審査会で言及はない。  
正村委員：係争中であることも含めて選定したのか。  
商工観光課長：町の考え方と事業者の考え方が合致したから選定している。  
正村委員：事業者自体の状況も加味すべきもの。町民の理解が得られない。  
商工観光課長：事業計画を審査して選定したもの。  
委員長：委員長を交代します。  
委員長：以上で調査事項「イ 新嵐山スカイパーク活用計画の進捗状況について」を終わります。

ウ 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者等の支援について

委員長：担当課から説明願います。  
商工観光課長：本日臨時会議で行政報告を行った。詳細は担当から説明します。  
商工振興係長：(仮称)中小企業等事業持続化支援金については、売上が20%以上かつ50%未満減少した町内中小企業等に最大30万円を給付するもの。計算方法等は資料のとおり。中小企業経営近代化融資に係る利子補給の拡大については、現行利子補給を拡大し、全額利子補給する。商工会の人件費補助は、今後煩雑化が予想される各種支援施策等の申請事務への対応のため、専門の臨時職員の雇用に係る経費を対象とするもの。  
委員長：質疑を行います。  
鈴木委員：上限が30万円であるがその根拠は。  
商工振興係長：北海道が行う事業、他自治体の状況も踏まえたもの。  
堀切委員：緊急事態宣言も長期化しそうだが、繰り返し支援される考えは。  
商工観光課長：今後も情勢を見ながら検討していく。  
委員長：以上で調査事項「ウ 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者等の支援について」を終わります。

委員長：自由討議を行います。

委員長：職員の懲戒処分基準について  
(なし)

委員長：新嵐山スカイパーク活用計画の進捗状況について

鈴木委員：嵐山という大事な行政財産。課題は山積みではないか。町民への説明も含め、5月に契約してという状況ではない。

柴田委員：嵐山をどうしていくか。芽室町と民間が目指すものが合致するのか。民間は利益を出さなければならない。貸し付け条件は厳しくならざるを得ないもの。決定に至るまで調査はすべき。

委員長：議決事項ではないが、町の考えに沿った契約を進めていいのか。再度調査とい

う意見があるが。今後調査するとなれば、貸し付け条件の調査ということで良いか。  
(異議なし)

委員長：日をおかずに進める必要がある。早急に委員会としての判断を行う。

委員長：新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者等の支援について  
(なし)

委員長：以上で自由討議を終わります。

### 3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について  
正副委員長一任とします。

#### (2) その他

議長：質疑の中で、一部憶測に基づく発言があったのではないか。発言の意図、委員会  
の場で改めるなら改めた方が良いのではないか。

堀切委員：憶測の部分とは。

議長：調査事項イについて、事業者名等が明らかにされていない中で、係争案件がある  
との発言は不適切ではないか。

鈴木委員：発言は訂正すべきと考える。

中村委員：憶測で議論を進めるのは正しいことではない。委員会の中で訂正すべき。

委員長：訂正すべきものと決定する。

以上をもって、総務経済常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	2名	議員	1名	合計	3名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和2年5月1日

総務経済常任委員会委員長 正村紀美子